

新座市介護サービスの事故報告基準

平成16年6月14日

(最終改正) 令和8年7月16日

いきいき健康部長決裁

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

新座市内に所在する又は新座市の被保険者にサービスを提供する指定介護保険事業者が行う介護保険適用サービスとする。

2 事故発生時の対応

- (1) 利用者の生命、身体及び健康を最優先し、迅速かつ誠実に対応し、利用者家族へ連絡するとともに必要な措置を講じること。
- (2) 利用者が受傷状態を正確に伝えられない場合や、従業者等がいない状況で事故が発生し、その時の状況や受傷状態が確認できない場合等は、健康観察等を行い、必要に応じ速やかに医療機関に連絡する等、万全の措置を取ること。この際、事故の対応による人数不足等で二次的な事故が発生しないよう注意すること。

3 報告の範囲

報告すべき事故の範囲は次のとおりとし、事業者側の責任や過失の有無に係わらず、利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も報告するものとする。

- (1) 介護サービス提供に関連した利用者のけがや死亡事故（以下「けが等」という。）及び離設を含む行方不明。
 - けが等とは、死亡事故のほか転倒・転落に伴う骨折や出血、外傷、火傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）又は入院したものをいう。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽易な物は除く。
 - 離設とは、搜索に当たり施設職員以外に協力を求めた場合とする。
 - 「介護サービス提供」には、送迎及び通院等を含めるものとする。
- (2) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合
- (3) 利用者又は利用者家族から苦情や損害賠償を求められた事故
- (4) 介護サービス提供により、利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害

賠償責任が発生又は発生するおそれのあるもの。（財物の損傷、消失等で警察対応のあったものを含む。）

(5) 利用者又は従業者の中から、感染症、食中毒又は疥癬の患者が発生した場合

○感染症とは結核、インフルエンザ、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌（O-157）、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）、新型コロナウイルス感染症の他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第6条第2項から第9項に規定する感染症をいう。

○感染症のうち5類感染症（新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス）等）については、以下のいずれかに該当する場合に報告するものとする。

ア 同一の感染症又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、特に管理者が報告を必要と認めた場合

ただし、上記のいずれかにおいては、従業者のみの場合であれば報告は不要とする。

(6) 従業者の法令違反や不祥事等、利用者のサービス提供に影響する恐れがあるもの。（例：利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、送迎時の交通事故など。）

(7) 震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故

(8) 上記(1)から(7)以外で、新座市が特に報告を求めた場合

4 報告の手順

(1) 事故後、各事業者は、速やかに所管課へ電話又はFAXで報告する（第一報）。

（注1）電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、所管課の受付者の名前を確認すること。

（注2）FAXの場合は、

○ 所管課に着信の確認を行うこと。

○ 書式については、厚生労働省老健局が定める「事故報告書」を使用し、その時点で判明している部分を記載する。

○ 個人情報に該当する部分を黒く塗りつぶすなど、個人情報の保護に留意すること。FAX着信の確認の際に、個人情報部分を口頭で補うこと。

(注3)「速やかに」とは、社会通念に照らして、必要最大限の努力をして可能な範囲とする。

- (2) 事故処理の経過について、電話又はFAXで適宜報告する。
- (3) 事故発生後30日以内に「事故報告書」を用いて、文書で報告する。

5 報告先

新座市いきいき健康部介護保険課に報告する。

住 所 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

電 話 048-424-5361

FAX 048-482-5882

6 法的根拠

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- (4) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- (5) 指定介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）
- (6) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (7) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- (8) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- (9) 指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- (10) 新座市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年新座市規則第3号）

(11) 新座市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスA及び通所型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年新座市規則第4号）

附 則

この基準は、平成16年6月14日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年7月30日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和6年12月25日から実施する。

附 則

この基準は、令和8年7月16日から実施する。